

静岡市スタートアップ立地促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、市内へのスタートアップの集積・定着により、スタートアップと行政、地域団体、市内企業等との共働・協業を促進し、社会課題の解決や地域経済の活性化を図るため、市内に新たに事業所を開設し事業活動を行うスタートアップに対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スタートアップ 革新的なアイデア、テクノロジー、ビジネスモデルを有し、短期間で急成長又は社会課題解決と持続可能な経済的成長の両立を目指す法人をいう。
- (2) 事業所 本社、支店、営業所及び研究所その他これに類するもので、現に事業の用に供しているものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てに該当するスタートアップで、市長が必要があると認めるものとする。

- (1) 市内における3年以上の事業計画を有すること。
- (2) 第9条の規定により事業計画の認定を受けた日（以下「事業計画認定日」という。）から6月以内に、当該事業所の商業・法人登記をする意思のあること。
- (3) 過去にこの要綱又は静岡市企業立地促進事業（事務所賃借事業）補助金交付要綱（平成21年2月26日施行）若しくは静岡市クリエイター活動事業（事務所賃借事業）補助金交付要綱（平成29年4月1日施行）に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。ただし、当該補助金の交付に係る事業所及びこれにおける事業を維持しつつ新たに事業所を開設するものと市長が認めた場合並びに同一の事業所について第7条に定める補助対象期間において前年度から引き続き補助金の交付を受ける場合を除く。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる要件の全てに該当する事業であって、市長が必要があると認める事業をいう。

- (1) 市内に新たに事業所を賃借するものであること。ただし、市内に既存の事業所を有するスタートアップによる事業拡大を伴わない単なる移転を除く。
- (2) 当該事業所が静岡市中心市街地活性化基本計画に定める区域（静岡及び清水地区）内で

あること。

- (3) 事業計画認定日以後に実施する事業であること。
- (4) 賃金給与その他これらに相当するものを支給されている者（代表者以外の役員含む）が1人以上いること。ただし、市内で創業し2年以内のものにあつては、この限りでない。
- (5) 居住の用に供する部分を含まないこと。
- (6) 専ら倉庫及び店舗の用に供するものでないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費（消費税及び地方消費税の額を除く。）であつて、次に掲げるものとする。ただし、市の他の補助制度により補助の対象となる経費については、補助対象経費としない。

- (1) 事業所の賃借料（敷金、礼金、入会金、保証金、不動産仲介手数料、火災保険料その他直接賃借に要しない経費を除く。）
- (2) 事業所の施設利用料

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、第5条に定める補助対象経費（当該補助事業について国、他の地方公共団体等から補助金の交付を受けるときは、その交付を受ける金額に相当する額は、補助対象経費としない。）に3分の2を乗じて得た額（千円未満の端数が生じる場合にあつては、これを切り捨てた額）とし、1年度につき200万円（前2年度において、この要綱による補助金の交付を受けた場合は、400万円から当該年度に交付を受けた補助金の額を控除した額と200万円とを比較していずれか少ない額）を限度とする。

（補助対象期間）

第7条 補助金の交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、当該補助金の交付の対象となった月から起算して24月以内とする。

（事業計画認定の申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、事業計画認定申請書（様式第1号）に別に定める書類を添付し、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

（事業計画の認定）

第9条 市長は前条の規定による申請があつたときは、認定申請の内容についての審査を実施し、補助事業として認定することが適当と認める場合は、事業計画認定通知書（様式第2号）により、申請者に対して速やかに通知するものとする。

- 2 市長は、前項の事業計画の認定にあたり、条件を付すことができる。
- 3 市長は、審査の結果、事業計画の認定を行うことが不適当と認めるときには、事業計画不認定通知書（様式第2号）により、申請者に対して速やかに通知するものとする。
- 4 事業計画の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）が、事業計画認定日から1年を経過する日までに事業を開始しない場合には、市長は事業計画の認定の取り消しを決定し、速やかにその旨を事業計画認定取消通知書（様式第3号）により、認定事業者に通知するものとする。ただし、特別な事情がある場合はその限りではない。

（交付の申請）

第10条 補助金の交付を受けようとする者は、スタートアップ立地促進事業補助金交付申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して、事業計画認定日から1年を経過する日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 企業等概要調書（様式第5号）
 - (2) 事業計画書（様式第6号）
 - (3) 収支予算書（様式第7号）
 - (4) 企業の従業員数（役員含む）及び市内事業所の配置人数が確認できる書類
 - (5) 定款写し又はこれに類する書類
 - (6) 法人の登記事項証明書の写し
 - (7) 賃貸借契約書の写し
 - (8) 市民税の納税証明書
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、前年度にこの要綱による補助金の交付を受けた者が第7条に規定する補助対象期間内に申請を行う場合その他市長が必要があると認める場合においては、事業計画認定日から1年を経過して前項の申請をすることができる。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、前年度にこの要綱による補助金の交付を受け、その内容に変更が生じていない場合は、第4号から第7号までに掲げる書類の添付を省略することができる。

（交付の決定等）

第11条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金の交付を決定したときは、静岡市スタートアップ立地促進事業補助金交付決定通知書（様式第8号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定をしない。

- (1) 規則第5条の2各号のいずれかに該当する場合
- (2) 市税を滞納している場合
- (3) その他法令規則違反があると認められる場合
(交付の条件)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、規則第6条第1号から第3号までに定めるもののほか、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間）内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (2) 市長の承認を受けて補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (4) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項を遵守すること。
(変更、中止又は廃止の承認申請)

第13条 第11条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ静岡市スタートアップ立地促進事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第9号）に次に掲げる書類のうち市長が指定するものを添付の上市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更事業計画書（様式第6号）
- (2) 変更収支予算書（様式第7号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助事業の内容の変更に関し参考となる書類
(変更、中止又は廃止の承認)

第14条 市長は、前条の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めるときは、静岡市スタートアップ立地促進事業変更（中止・廃止）承認通知書（様式第10号）により補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第15条 補助事業者は、当該補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を得た場合を含む。）、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、静岡市スタートアップ立地促進事業実績報告書（様式第11号）に次に掲げる書類を添付して、市長へ提出しなければならない。

- （1）事業実績書（様式第6号）
- （2）収支決算書（様式第7号）
- （3）前2号に掲げるもののほか、市長が指定する書類
（補助金の額の確定）

第16条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、静岡市スタートアップ立地促進事業補助金交付確定通知書（様式第12号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（請求）

第17条 補助金の額の確定を受けた者は、確定通知を受けた日から起算して10日以内に請求書（様式第13号）を市長へ提出しなければならない。

（雑則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の静岡市スタートアップ立地促進事業補助金交付要綱第4条第2号の規定は、同要綱第3条第2号に規定する事業計画認定日がこの要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後である事業に対する補助金の交付について適用し、事業計画認

定日が施行日の前日までの事業に対する補助金の交付については、なお従前の例による。

様式第1号（第8条関係）

事業計画認定申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地 [主たる事務所の所在地]

申請者 名称

代表者 職・氏名

電話番号

静岡市スタートアップ立地促進事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて事業計画の認定を申請します。

1 交付申請予定額 円

2 計画概要

(1) 申請者

企 業 名	
代 表 者	
所 在 地	
業 務 内 容	

従 業 員 数 (代表者以外の役員含む)	人
連 絡 担 当 者	職・氏名： E-mail： 電話番号：

(2) 新たに開設する事業所の概要

事 業 所 名	
事 業 開 始 (予 定) 日	
所 在 (予 定) 地	〒 -
業 種	日本産業分類 中分類 の業種を記載
事 業 目 的	
事 業 所 に お け る 業 務 内 容	
配 置 人 数	人
役 員 等	人
被 雇 用 者	人 (うち正規雇用者数 人)
そ の 他	人
対 象 経 費	—
賃 借 料	
施 設 利 用 料	

3 添付資料

事業詳細資料

様式第2号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

事業計画認定（・不認定）通知書

年 月 日付けの静岡市スタートアップ立地促進事業補助金交付要綱第8条の規定による申請については、要綱第9条の規定により次のとおり通知します。

1 審査結果

2 認定・不認定の理由

様式第3号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

事業計画認定取消通知書

年 月 日付け 第 号により認定した事業計画については、静岡市スタートアップ立地促進事業補助金交付要綱第9条4項の規定により、認定を取り消します。

様式第4号（第10条関係）

静岡市スタートアップ立地促進事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地

申請者 名称

代表者 職・氏名

連絡担当者氏名

電話番号

年 月 日付け 第 号により事業計画の認定を受けた事業について、補助金の交付を受けたいので、静岡市スタートアップ立地促進事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 企業等概要調書（様式第5号）
- (2) 事業計画書（様式第6号）
- (3) 収支予算書（様式第7号）
- (4) 企業の従業員数（役員含む）及び市内事業所の配置人数が確認できる書類
- (5) 定款の写し又はこれに類する書類
- (6) 法人の登記事項証明書
- (7) 賃貸借契約書の写し
- (8) 市民税の納税証明書

様式第5号（第10条関係）

企業等概要調書

1 企業等の名称

2 代 表 者

3 企業等の沿革

4 資本金（資金）

5 従 業 員 数（うち障害者の数）

6 業 種

主 要 製 品

主 要 取 引 先

7 本社所在地

電話番号

8 事務所所在地

電話番号

9 直近3期の業績

別添 「貸借対照表」、「損益計算書」のとおり

様式第6号（第10条、第13条、第15条関係）

事業計画書（変更事業計画書・事業実績書）

1 計画概要

名 称	
所 在 地	
事業所の種別	事務所・支店・本社・研究所・営業所・その他（ ）
事業着手日	年 月 日
業務開始日	
床 面 積	m ²
業 務 内 容	

2 補助金所要額内訳

経費区分	補助対象経費 (A)	$A \times 2/3$ (B)	補助対象 月数 (C)	計 (B×C)
				円
補助金額（千円未満切り捨て）※上限200万円				円

3 過去の交付実績

前々年度		前年度		補助金交付額累計
補助対象月数	補助金交付額	補助対象月数	補助金交付額	
月	円	月	円	円

様式第7号（第10条、第11条、第15条関係）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予算額)	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

2 支出の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予算額)	比 較		算 出 基 礎
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

静岡市スタートアップ立地促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、静岡市スタートアップ立地促進事業補助金交付要綱第11条の規定により、通知します。

- 1 交付決定額 円
- 2 交付の時期 年 月
- 3 交付の条件
 - (1) 次に掲げる記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - ア 補助事業の目的及び内容
 - イ 補助事業の事業計画及び収入支出の予算
 - ウ 交付を受けようとする補助金の額の算出の基礎
 - (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - (4) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
 - (5) 補助事業の遂行に当たっては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号）及び静岡市スタートアップ立地促進事業補助金交付要綱を遵守すること。
 - (6) (1) から (5) までに掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項を遵守すること。

様式第9号（第13条関係）

静岡市スタートアップ立地促進事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地

申請者 名称

代表者 職・氏名

連絡担当者氏名

電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業の変更（中止・廃止）について、承認を受けたいので、静岡市スタートアップ立地促進事業補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 変更（中止・廃止）の内容
- 2 変更（中止・廃止）の理由

様式第10号（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

静岡市スタートアップ立地促進事業変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更（中止・廃止）については、静岡市スタートアップ立地促進事業補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり承認したので、通知します。

承認の内容

様式第11号（第15条関係）

静岡市スタートアップ立地促進事業実績報告書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

所在地

報告者 名称

代表者 職・氏名

連絡担当者氏名

電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業が完了したので、静岡市スタートアップ立地促進事業補助金交付要綱第15条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 交付決定額 円

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業実績書（様式第6号）
- (2) 収支決算書（様式第7号）
- (3) 補助対象経費に係る領収書等の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第12号（第16条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

静岡市スタートアップ立地促進事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号により決定した補助金の交付について確定したので、静岡市スタートアップ立地促進事業補助金交付要綱第16条の規定により、次のとおり通知します。

- 1 交付決定額 円
- 2 交付確定額 円

様式第13号（第17条関係）

請求書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地

請求者 名称

代表者 職・氏名

連絡担当者氏名

電話番号

年 月 日付け 第 号により交付の確定を受けた補助金について、静岡市スタートアップ立地促進事業補助金交付要綱第17条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求額 円

2 振込口座 金融機関 銀行・信用金庫・農協
支店・支所

口座番号 普通・当座 No.

口座名義